

公益社団法人計測自動制御学会  
調査研究会規程

## 制定・改正・廃止等履歴

| 年月日         | 制改廃 | 版    | 機関  | 事由             |
|-------------|-----|------|-----|----------------|
| 2021年12月21日 | 制定  | v1.0 | 理事会 | 新規制定           |
| 2022年2月4日   | 改定  | v1.1 | 理事会 | 調査研究会規程構成に伴う改定 |
|             |     |      |     |                |

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人計測自動制御学会（以下、「本会」という。）部門規程第4条により設置される調査研究会（以下、「研究会」という。）に関する事項について定めることを目的とする。

## (任務)

第2条 研究会は、斬新なテーマ発掘、特定または未成熟な学術分野の模索のために調査研究を目的・任務とする。

## (設置改廃)

第3条 研究会の設置改廃は、申請に基づいて部門運営委員会が審議し、決定する。

2 部門運営委員会の責任と権限により、トップダウンによる研究会を設置することができる。

3 研究会の設置期間は2年以内とする。延長が必要な場合は、申請に基づき、部門運営委員会の議決により1年を限度に継続することができる。

## (構成)

第4条 研究会に、主査及び幹事を置く。

2 主査は、部門運営委員会の承認を得て、部門長が委嘱する

3 幹事は、主査が指名する。

4 主査は、本学会会員であることとする。

5 研究会構成員は、本学会の会員であることを原則とする。

## (主査、幹事)

第5条 主査は、研究会の運営を司る。

2 幹事は、主査を補佐し、部会の運営を分担する。

## (活動報告)

第6条 研究会の活動状況について、部門運営委員会へ報告するものとする。

2 研究会終了時には、活動報告書を部門運営委員会に提出する。

## (運営)

第7条 研究会は、自発的に自由闊達な研究活動を旨とするため、運営は自主自立性を尊重する。

2 研究会は、部門運営委員会の決定により、部門活動補助予算より活動補助費を受けることができる。

3 研究会の活動について、会誌やホームページ等を通じてできるだけ速やかに会員に広報する。

## (改廃)

第8条 本規程の改廃については、部門協議会の議を経て、理事会に報告するものとする。

## 附 則

1 本規程 v1.0 は、2021年（令和3年）12月21日より施行する。

2 本規定 v1.1 は、2022年（令和4年）2月4日より施行する。